

外国向けドキュメンタリー取立における 支払請求権の法的保障

橋 本 喜 一

目 次

- 一 はじめに
 - (一) 対象の特定
 - (二) 問題点の指摘
 - 1 取立銀行に対する代金債権の信託的譲渡と取立委任の各場合における原則的課題
 - 2 外国向けドキュメンタリー取立の特徴
- 二 ドキュメンタリー取立の合意
- 三 支払人の抗弁権の放棄
 - (一) 買主の目的物検査権の放棄
 - 1 目的物検査権について
 - 2 目的物検査権の放棄の合意と推定
 - (二) その他一切の抗弁権の放棄
 - 1 国際的商慣習の解釈
 - 2 国際的商慣習の合理性の根拠
 - 3 抽象的支払約束の成立
- 四 売主の取立権の限界としての権利濫用
 - 1 客観的要件（重大な事由）
 - 2 主観的要件（故意による良俗違反）
 - a 荷為替信用状及びスタンドバイ信用状との平行関係
 - b 故意による良俗違反
- 五 おわりに

— は じ め に

(一) 対象の特定

外国向け取立は、用いられるドキュメント、すなわち売主（取立依頼人）が買主（支払人）から手形の支払若しくは引受又は現金等の支払を受けるのと引き換えに支払人に引き渡すことを依頼して取立銀行に交付する書類によって、クリーン取立（clean collection）、すなわち商業書類を伴わない金融書類による取立と、ドキュメンタリー取立（documentary collection）、すなわち商業書類を伴う取立とに分かたれ、後者はさらに金融書類を伴う場合とそれを伴わない場合とに分かたれる（1995年改訂取立統一規則第2条c項、d項参照）。

金融書類（financial documents）とは為替手形、約束手形、小切手その他の金銭の支払を受けるために用いられる手段を意味し、商業書類（commercial documents）とは送り状、運送証券その他の金融書類以外のすべての書類を意味する（1995年改訂取立統一規則第2条b項参照）。

以上のうちクリーン取立がなされるのは比較的稀な事例に属するが、これは売主の代金支払請求権の法的保証システムを内包しないものであるから、本稿の考察の対象からは除外される。すなわちこの場合、売主は通常買主の支払能力と誠実さに信頼し、先給付として商品（ドキュメントではない）とともに取立書類を買主に対し、場合によっては運送（取扱）人を介して送達する。買主はこれらを受け取ると、売買代金債務を清算するため、銀行に対し、送達されてきた手形によって支払の委託をなす（Zahlung netto Kasse）。銀行は買主のこの支払委託を受けたときに初めてこの種の取立に関与することになるのである。¹⁾

このように、クリーン取立においては売主の代金支払請求権はいまだ満足されていないものの、銀行が取立に関与する段階において売主の基本契約上の義務はすべて履行済みであるため、後述のように逆に買主の先履行

義務を前提とした売主の代金支払請求権の保障システムを考察する本稿の対象とはなり得ないものである。

結局、本稿の考察の対象となるのはドキュメンタリー取立²⁾であり、それは実際には外国向け為替取立のほとんどすべての場合を網羅するものである。

(二) 問題点の指摘

以上のようにして特定されたドキュメンタリー取立において売主の代金支払請求権³⁾は取立銀行（呈示銀行）を介してなされるドキュメント⁴⁾（商品ではない）の買主に対する引渡義務の履行と、買主による売主振出手形の支払・引受義務の履行との引き換え給付の機会における、買主による商品の事前検査権、相殺の抗弁権その他一切の抗弁権の放棄という独特のプロセスを介して、可能な限り保護されている。

その内容に触れる前提として、取立依頼の態様に言及することによって、さらに問題の所在を特定すべきであろう。

1 取立銀行に対する代金債権の信託的譲渡と取立委任の各場合における原則的課題

一般的に言えば、手形法上、支払人（買主）がいかなる抗弁をもって取立に對抗できるかは、当事者が選択した取立の法的形態によって決まることは当然であり、二つの場合を分かつべきものとなる。

ひとつは取立銀行が取立依頼人（売主）から、同人に与えた輸出金融のための担保として代金債権の信託的譲渡を受けた場合（実際には取立証券のいわゆる隠れた取立委任裏書ないし割引裏書を受けた場合⁵⁾）である。このとき買主は取立銀行に対する自己の法律関係上の抗弁はこれを対抗することができるが、売主との法律関係上のそれは、取立銀行が取立関係証券を抗弁のあることを知らないで取得し、かつは原則として、それらの担保的取得者として自己固有の利益を有する場合、要するに取立関係証券の正当所持人

(holder in due course) であれば、これを対抗することができないものとなる。⁶⁾

これに対し取立銀行が取立依頼人の名において、あるいはその取立授權の下に取立行為をする場合には、債務者（支払人）は取立依頼人との法律関係に基づく一切の抗弁をもって対抗することができるのが手形法上の一般原則である。

個別的なケースがこれらのいずれに属するかの判定は銀行取引の慣習に従った当事者の取立委任契約の解釈問題である。ちなみに、これらの分別と特定が特に課題となるのは、取立銀行が取立依頼に付随して取立依頼人の支払人に対する基本契約上の債権を手形その他の支払証券の裏書によって取得する場合、殊に取立の対象が支払人によって引き受けられた手形か、同人の振り出した小切手の場合である。

2 外国向けドキュメンタリー取立の特徴

これに対し、外国向けドキュメンタリー取立といわれるものは、上記一般原則に対して支払人の抗弁の制限ないし放棄によって際立った特色をもつ。

具体的に言えば、国際的な売買契約には明示的・黙示的に、すなわち特に排除されていないかぎり、cash against documents, Kasse gegen Dokumente ないしはこれらと同義の決済条項が含まれるものと解されており、かつこれらの条項には、国際的な商慣習に基づいて、支払人は取立依頼人（売主）に対する抗弁権はこれをすべて放棄するという、全く特殊な意味があると解されているのである。

それゆえ、いわゆる信託的譲渡において取立銀行の法的地位の濫用が認められる（おそらく極めて例外的な）⁷⁾ 場合は格別として、そうでない通常の場合、支払人は売主に対する抗弁権を放棄したものととして、なんらの抗弁をも対抗することができない地位にある。取立銀行が取立授權を受けたに止まる場合にも当然に、取立銀行には（抗弁放棄の）再抗弁の主張が認め

られ、以上の結果、売主の代金支払請求権は、原則としてあたかも買主の抽象的支払約束がなされた場合のような法的保障を享受する結果となる。

本稿は以上のような意味での外国向けドキュメンタリー取立における支払人による抗弁放棄のプロセスを介した代金支払請求権の法的保障の構造を解明することを意図したものである。

- 1) Zahn, Zahlung und Zahlungssicherung im Außenhandel, 3. Aufl., S. 160.
- 2) 1995年改訂アメリカ統一商法典第五章はそれまでの documentary draft や documentary demand for payment などに用いられていた「ドキュメンタリー」という表現 (U.C.C. § 5-103 (1)(b)(1962)) を廃止して、これらを document の定義のみを基準とした取扱に服すべきものとした (U.C.C. § 5-108 (e)(1995))。しかしその結果はやや繁雑な表現を余儀なくさせるものである。本稿は ICC (国際商業会議所) の取立統一規則が用いているドキュメンタリー取立などという表現 (1995年改訂取立統一規則第2条 d 項) がより一般に慣用されている上、実体関係を表示するにも適合していると考えられるものである。
- 3) 「売主の代金支払請求権と取立金引渡請求権」

売主の代金支払請求権は、取立後における依頼人 (売主) の取立銀行に対する取立金引渡請求権と区別される。

取立金が仕向銀行 (取立依頼人が取立の依頼をした取立銀行) における依頼人の口座に貸方記入された段階で取立はすべて終了するのは当然であるが、支払人の支払後、依頼人の口座への勘定記入前の取立金に対する依頼人の法的地位には問題がある。

a 取立依頼人の入金記帳請求権

まず依頼人が仕向銀行に対して入金記帳請求権を取得するのは、取立金が取立銀行から仕向銀行の口座に入金記帳された時であり、仕向銀行は帳簿上の填補を得た時に初めて依頼人との振替契約の履行としての口座入金記帳の義務を負う (RGZ, 53, 327, 330; BGH, WM 1985, 1057, 1058)。記帳そのものは既に存在する、依頼人に対する取立金の引渡義務の履行に他ならない (Nielsen, Das Inkassogeschäft, 1987 [zit: Inkasso], S. 42)。その時点で依頼人の債権者もまた取立金の入金記帳を行うことを仕向銀行に対し請求することができる (民法第 423 条)。しかし取立金については

仕向銀行に送金されたとき約款により既に仕向銀行の担保的権利が成立していることが多いので、依頼人の債権者にとってこの権利は有益なものとはならないのが通例である。

b 取立銀行に対する取立依頼人の取立金引渡請求権

これに対し、取立銀行と依頼人との間には後述のように直接的な法律関係がないので、依頼人は取立銀行に対しては自己固有の直接的な引渡請求権を有しないことについては争いがない（例えば Nielsen, Inkasso, S. 43）。

問題は事前に依頼人が取立銀行に対して、仕向銀行が取得する引渡請求権を譲渡するように請求する権利があるかどうかにある。取立がなされると仕向銀行が取立銀行（呈示銀行）に対して取立金の引渡請求権を取得し、仕向銀行はさらに自己の事務処理契約に基づき、取立によって取得したすべてのものを依頼人に引き渡さなければならないことには疑いがないので（民法第 646 条）、問題は当然に肯定されるべきもののように見える。しかし否定説の言うように（Menkhaus, Sicherungsrechte der kreditgebenden Einreicherbank am Inkassoerlös im Konkurs des Dokumenteneinreichers beim Dokumenteninkasso, ZIP 21/ 85, S. 1313 f.; Liesecke, Die Stellung der kreditgebenden Bank beim Dokumenten-Inkasso und Dokumenten-Akkreditiv, in: Festschrift R. Fischer, 1979, S. 397, 403; BGH DB 1985, 2096 = ZIP 1985, 1126）、仕向銀行が取立の完全履行のためには取立銀行に対する引渡請求権をなお必要とする場合があり得るので、仕向銀行の同意がない限り、このような譲渡の可能性は消極的に解すべきであろう。ただしこれによって仕向銀行の担保権が損傷されるおそれを生じるのは、実際には仕向銀行が依頼人に前払いをなすに際して依頼人から基本契約上の輸出代金債権の担保的譲渡を受けていない場合に限定されるが、実務上は比較的に稀なケースであろう。

c 依頼人の債権者による取立金の差押

依頼人の債権者による差押の対象は、取立の履行に至るまでは取立に付された書類と商品そのものであるが、これらについては通常、仕向銀行の質権ないし信託的所有権が成立しているので、債権者による差押の実益は事実上排除されている。また取立銀行に送付済みの取立書類や商品は外国に所在するので、これらを差押の対象とすることは実際には困難である。そこで依頼人の債権者が差押の対象とすることが考えられるのは、取立金の入金後における入金記帳請求権か、あるいは取立銀行（呈示銀行）に対する仕向銀行の取立金引渡請求権のいずれかである。前者はしかし、取立

金について仕向銀行に例えば相殺権が成立している場合には、依頼人の債権者の差押は効果を生じないことがあり得るし、後者の可能性は依頼人が取立銀行と直接の法律関係を有しないことを理由として否定されている (Nielsen, Inkasso, S. 43 参照)。

4) [ドキュメントについて]

ドキュメント、ことに運送書類は、その形式を一瞥して分かるように証明機能や、所持人以外の者による運送品の処分を禁じるとの Sperr 機能 (商法第 582 条, 1998 年から施行の改正ドイツ商法第 418 条第 4 項) をもつだけの受取ドキュメントから始めて、貨物の引渡請求権を化体したドキュメントや、制定法上の伝統的な指図証券に至るまで非常に異なった法的性質のものから構成されている。しかしこのような概括的な言い方では必ずしも表現できないものが残るとしても、商品はその代金を支払った者のものである。商品の所有権譲渡によって欲せられている経済的効果はドキュメントの受容と、それを通じた代金全額の支払という事実を条件となし、当事者の約定ないしは当事者意思の解釈に基づいて、原則としてはドキュメントの法的性質から独立して達せられる (同旨; Nielsen, Sicherungsverträge der Import- und Exportfinanzierung im Lichte der aktuellen Rechtsprechung zur Deckungsgrenze und zur Sicherheitenfreigabe, Teil I, WM Nr. 50, 1994, 2221 [zit: Sicherung], 2226)。それゆえ所有権ないし引渡請求権を化体せず、あるいは Sperr 機能を消滅させたドキュメントであっても、信用状あるいは本稿で指摘する D/P, D/A 条項の下での提出に関しては、後述する支払人による貨物の事前検査権の排除を根拠として、売買法上の効果を有するのである (Nielsen, Sicherung, S. 2227)。

- 5) 本稿は支払請求権の法的保障を取り扱っているのであるから、呈示銀行によって輸入ユーザンスが与えられた場合における売主の支払請求権上の担保権の成立と帰趨は、直接の課題にならないと解し、論議の対象から除外した。ちなみにこの問題については Nielsen, Sicherung が詳細に論じている。
- 6) このとき、取立銀行の支払請求が形式上の法的地位を利用した権利の濫用ではないと推定される。
- 7) ただし BGH, WM Nr. 41 vom 11. Okt. 1980, 1172 は取立のための譲渡を受けた者の訴訟遂行権は、同人自身について経済的利益を有しない場合でも、完全な当事者適格に基づくものであると述べている。本文記載のような取立銀行に権利濫用の事実が存するのは実際には極めて例外の場合であると考えられるので、事実上この判示を承認すべきものとなるう。

二 ドキュメンタリー取立の合意

上記のような外国向けドキュメンタリー取立において、取立が cash against documents, Kasse gegen Dokumente ないしこれらと同義の条項を含む決済方法に依拠することは、理論的にはなお売買契約の特約に属するものであるから、売買契約の当事者間においてその旨あらかじめ合意¹⁾されていなければならない。

かかる合意は売買契約上の支払条件を特定するものとして D/P (documents against payment, 支払渡し) 若しくは D/A (documents against acceptance, 引受渡し) 又は cash against documents, あるいはこれらと比較すれば国際的な慣用度は多少劣るが, cash on delivery, cash on documents などという用語を用いることによって示されるのが通常である。売買当事者間において ICC (国際商業会議所) 作成の 1995 年改訂取立統一規則 (ERI '95) を援用する旨を約することも、原則としてドキュメンタリー取立によるとの合意に該当すると考える。なぜなら 1995 年改訂取立統一規則には、改訂前の 1978 年版取立統一規則と同様に、ドキュメンタリー取立特有の支払人の抗弁の放棄システムについて直接に言及するところはないが、同規則による取立が D/P 払くないし D/A 払いとなることはこれを明示しているので (1995 年改訂取立統一規則第 7 条)、売買当事者が売買契約において同規則を援用していることは、本稿に述べるドキュメンタリー取立のシステムを利用する旨の合意となるからである。ドキュメンタリー取立のシステムを利用する旨の合意の存否は売買当事者間における契約の解釈問題であるから、それは必ずしも明示的なものであることを要しない。

それゆえ、例えば売主において荷為替信用状の条件を遵守することができず、信用状決済に失敗したため、売買契約の相手方との合意なしに取立銀行との約定のみに基づいて行われる為替取立は、名は取立であっても、

本稿にいうドキュメンタリー取立とは異なり、上記一(二)項記載の一般原則に則ってなされる他ないものである。²⁾なぜならここで当事者は決済手段として荷為替信用状を用いることを特約していたのであり、それはまた技術的にも法的にもドキュメンタリー取立とは選択的な関係にたつものだからである。³⁾

- 1) Schwintowski/Schäfer, Bankrecht, 1997, S. 749.
- 2) Rudolph Robinson Steel Co v. Nissho Iwai Hong Kong Corp. Ltd., et al., 1998-2 HKC 462; 1998 HKC LEXIS 69 (Hong Kong) は荷為替信用状の受益者(原告)がカバーレターにおいて、自己の提供書類には信用状条件との不一致が存するので、その書類により“collection base”に基づく支払を受けることを希望する旨記載した上、取引銀行を介して発行銀行(被告)に取立呈示したところ、発行銀行が受益者に対し上記信用状との条件不一致を理由にそれを不払いとするが、なお受益者の指示待ちとしてその書類を保管している旨を適時に通知したケースである。これについて裁判所は、たんに“collection base”というだけでは、不一致に基づく権利の放棄(waiver)あるいは失効期限の延長を求める旨の意思表示と解することも可能であって、ひきょう、取引の内容を特定するに足りないと判示した。ちなみに裁判所は発行銀行が“collection base”にもとづいてこの書類の受理を認めるのであれば、同行は1993年改訂荷為替信用状統一規則第9条による自己の発行銀行としての支払義務を承認したものであるとも述べている。

Glencore, Ltd. v. The Chase Manhattan Bank, N.A., 92 Civ. 6214 (JFK), (1998) U. S. Dist. LEXIS 1949 (S. D. N. Y. 1998) も本来は荷為替信用状ベースの決済であったものが、受益者の提供書類に信用状条件との不一致が存したところから、“collection base”の決済へと転換するに際して生じた問題を取り扱ったものである。受益者は通知銀行(発行銀行との共同被告)に上記書類を取立呈示するに際し、不一致がwaiveされて手形の引受がなされるまでは当該書類を発行銀行に交付してはならないことなどを指示していたが、通知銀行はやがて発行銀行に対し「書類を“collection base”で送達する」こと、並びに引受の後においては信用状条項にしたがった償還手続がなされることを依頼する旨の書簡を送付するに至った。これに対し発行銀行(被告)は「厳密に“collection base”に基づいて」書類を受け取ったことなどを書面で返答した。訴訟では事実関係には争いがない

として summary judgement (一種の略式審理) が開始されたところ、発行銀行は本件は“collection base”であるから信用状法の適用はないと主張したのに対し、受益者は償還が信用状条項に則すべきものである以上、信用状法が適用されるべきであって、取立法の適用はないと主張した。ここでも裁判所は“collection base”という表現はそれ自体では多義的であって、内容を特定することはできないと述べている。

- 3) Nielsen, Grundlagen des Akkreditivgeschäfts, 1989, [zit: Grundlagen], S. 154 は、信用状条件を履行できない受益者は取立手続きを選択することによって信用状上の権利を喪失すると述べ、これを受益者による明示的な取立手続き選択の意思表示が必要であることの理由としている。しかし、上記選択によって受益者が当然に信用状上の権利を喪失するという解釈には疑問がある。

三 支払人の抗弁権の放棄

(一) 買主の目的物検査権の放棄

1 目的物検査権について

売買契約における給付の受領は、例えば請負契約における仕事の引取と異なり、それが契約適合のものとして提供されたものであることを差し当たり承認するなどという買主の意思表示を伴うものではなくて、単なる事実行為であると解する。そうではあるが、一般に売買契約において買主は代金債務を履行するに当たり、給付目的物をあらかじめ検査することができる立場に立つがゆえに、このような買主の検査は信義則の支配する売買契約における買主の付随的な義務（商品検査・瑕疵通知義務）を伴うものとなる。商事売買について買主の検査・瑕疵通知義務を定めた商法第 526 条が、一般民事売買と商事売買とを通じては¹⁾ばそのまま妥当するか否かは問題として²⁾も、³⁾国際的売買においては後述の目的物検査権との均衡に配慮するとき、商人間の売買でなくても、買主の目的物検査義務を承認すべきもの⁴⁾と考える。しかしこのような買主の目的物検査義務はその不履行が買主

の損害賠償義務を発生させる法的な義務ではなくて、将来目的物の瑕疵・数量不足について売主を問責するための前提たる一種の負担にとどまるものであるところ、国際売買においては買主にかかる目的物の検査義務・通知義務と併存するものとして、さらに支払前の目的物の検査権が承認されるべきであると解されるに至っている。

例えば 1988 年に発効した「国際物品売買契約に関する国連条約 (CISG, ウィーン売買条約)」の第 58 条第 iii 項は「買主は物品を検査する機会をもつまでは代金を支払うことを要しない」と規定しているが、これは目的物についての (したがってドキュメントを含まない) 買主の事前検査権を定めたものである。これによって買主は検査のために相当な範囲で目的物を使用し、場合によってはその一部を費消することが許され、その結果、売主の所有権を侵害することもまた許されると解されている。

2 目的物検査権の放棄の合意と推定

しかしこのような目的物検査権はもっぱら買主の売買法上の権利の保護手段として存在するものであるから、買主において随意放棄することが可能である。上記国連条約も買主の支払前における目的物検査権は「当事者間で合意された引渡または支払の手続が買主が物品の検査の機会をもつことと両立しない場合」(CISG § 58 iii 但書) には存在しないと規定している。このように、検査権の放棄はまず売買契約における検査権の存在と矛盾する条項の存在により、「合意による放棄」がなされたものとして立証される。cash against documents, Kasse gegen Dokumente ないしこれらと同義の条項が検査権と矛盾する条項の一つであると解されており、これを否定する見解は存しない。v. Caemmerer/Schlechtriem は cash against delivery note, cash on delivery などの用語もまた同様の趣旨の条項であることを指摘している。

さらにこの権利の放棄は、合意によることが立証されなくとも、国際取引における商慣習として (つまり前実定法的な実体として)、これを留保

するとの意思表示の存在が立証されないかぎり、「推定される」と解されなければならない。

およそ国際商取引に用いられるシステムであるか否かという経済的目的の区別が、そのシステムの法的性質の分別上で決定的な基準となるものでないのは当然のことではあるが、¹¹⁾それでも特定の法的システムの法的性質がその経済的目的に応じた推定を許されることは国際商取引において他に事例のないことではない。例えば「即時払い条項」を有する銀行保証状(Bankgarantie „auf erstes Anfordern“)による債務約束の独立性・抽象性の程度は、信用状のそれと異なって、各種の保証状の類型ごとに定型化されたものではなく、個々の保証状ごとに異なるものであるから、結局発行者が保証人としてならば有すべき抗弁権を随意放棄する程度に応じて個別的に異なると解した上、¹²⁾あとは各保証状ごとの解釈に委ねられると考えるのが合理的であるところ、ここにいう即時払い条項の意味は、¹³⁾国際商取引に用いられる場合、これを原則として一切の抗弁を放棄したものの推定を許すという解釈が有力である。

(二) その他一切の抗弁権の放棄

1 国際的商慣習の解釈

ドイツ連邦通常裁判所はD/P, D/Aなどの書類との引換払いという取立条件の意味を一層具体的に特定して、つぎのように述べている。すなわち「買主は自己に提示された書類を、それが整っているかぎり、商品の状態をあらかじめ考慮することなく受領して支払うべきものである。その意味するところは、買主は単に売買代金の支払前に商品を検査することが許されないというのみでなく、商品の所定の場所への到着後においてもそうだということであり、原則として、売買代金の支払請求に対して商品の状態が契約と一致していないことに基づく反対債権ないし抗弁をもって対抗することも禁じられているのである」¹⁴⁾。

このように書類との引き換え払いにおいて、買主はまず商品の事前検査権を放棄したものである（合意ないし推定）。すなわち買主の現金支払義務ないし引受義務の履行はただ契約に適合した書類の受領と引き換えにのみなされるのであるから、買主は商品の検査を支払、引受の条件とすることはできない。¹⁵⁾

つぎに買主のこのような抗弁権の放棄はさらに包括的であって、それは合意ないしは国際的商慣習による推定として、商品の事前検査権の放棄にとどらず、留置権¹⁶⁾、相殺権¹⁷⁾、その他いっさいの抗弁権¹⁸⁾の放棄を包含すると解されている。

2 国際的商慣習の合理性の根拠

このような国際的商慣習の合理性についてドイツ連邦通常裁判所はつぎのような説明を試みている。すなわち「かかる買主の無条件の支払義務は特に海上売買の必要性に適合しているが、けだし輸出者は通常の場合には銀行融資をあてにしているものであるところ、銀行は一般に買主の支払義務を保障するための、書類の形で担保を取得したときのみ、かかる融資を与えようとするからである」¹⁹⁾と。

これは概して正当な説明であるが、若干補足すればつぎのとおりである。すなわち取立依頼に伴って取立書類を受領した仕向銀行は依頼人に対し輸出金融として取立金の前払いをすることが多い。その際仕向銀行は依頼人との間に特約があれば当然に、特約がなくても例えば我が国の「外国向為替手形取引約定書」第3条やドイツの「銀行普通契約約款」(Allgemeine Geschäftsbedingungen (Banken), Fass. 1988) 第19条のような約款があればそれによって、これらの取立書類について質権を取得する。つぎに、実務的には、依頼人は裏書可能な取立書類を仕向銀行に提出するときは完全裏書ないし白地裏書をするのが原則であるが、ここでは通常、その信託的譲渡が意図されているのである。つまり仕向銀行がコレクションによって手形を取得するときにおいて、特約ないし約款がなくても、同行が取立書

類に対して前払いをしたとき、あるいはまた依頼当時において仕向銀行における依頼人の勘定口座がマイナス残高を示している場合には、手形²⁰⁾またはその取立金の基礎となっている債権ならびに基本的な取引の現在と将来における一切の権利と担保とが仕向銀行に譲渡され、それに相応して、書類取立依頼の基礎に存する証券、すなわち手形、小切手及び支払領収書のような支払書類だけでなく、送り状、貨物証券、物品処分証券その他類似の商業書類が仕向銀行に対して黙示的に譲渡され（商業書類と支払書類の同置性）、仕向銀行はこれについて信託的所有権を取得することになる。場合によって仕向銀行は単に取立書類について留置権を取得するだけの場合もある。いずれにしても担保的譲渡は実務上は黙示的になされるのが通常である。

ところで仕向銀行は取立依頼人の代理人ではなく、原則として書類の信託的譲渡によって自己の名で行為することを委託されているというのが、上記のように、現在の実務の基礎的な理解である。これは仕向銀行と取立銀行との関係ないし取立銀行と呈示銀行（支払人に取立呈示をする取立銀行）との関係に影響する。つまりこのことは取立銀行ないし呈示銀行には、取立請求権ないし取立書類について担保権を取得する必要性も実益もないことを意味するのである。仕向銀行は取立銀行に対し、原則としていかなる権利も譲渡しようとはせず、ことに自ら前払いをしたときには取立書類について依頼人から自己に譲渡された権利と債権の保持者として留まることに利益を有するのである。

そのため、かかる通常の場合、仕向銀行から取立銀行に書類を転送付する際に問題となるのは、個別的授權と代理権の授与だけである。通常は個別的授權が行われているが、これは復受任者としての後順位銀行の地位²¹⁾と最もよく調和するものでもある。そのため取立銀行のための個別的授權は取立書類が白地裏書や完全裏書によって送付されてきた場合と、裏書可能でない商業書類や物品証券が取立の対象となるすべての場合に行われる。

裏書可能な支払書類（手形ないし例外的に小切手）が取立依頼の対象である場合、仕向銀行は取立銀行に対し、通常は単なる取立委任裏書のみをなす。

支払人の抗弁権の放棄は、以上のようにして保持される前払い銀行の担保的利益の不可欠な絶対的前提条件である。

3 抽象的支払約束の成立

買主による事前検査権や抗弁権の放棄の諸点は1995年改訂取立統一規則に明記されていないが、同規則第7条b項、c項に“documents will be released only against payment”とうたわれているのはこれを含意したものと解することができる。

その結果、買主の立場は一種の抽象的支払約束をした者のそれに類似するものとなる²²⁾。なぜなら、支払約束は債務者が債権者に対抗することができた抗弁権を債権者との明示・黙示の合意によって任意に放棄するか、あるいは国際取引上の商慣習に則って喪失することにより順次抽象性を拡大し、遂に一切の抗弁権を失って抽象的債務約束に達することが可能だからである。²³⁾ Canarisがドキュメンタリー取立と荷為替信用状との類似性を指摘しているのも、²⁴⁾ このようにして理解することが可能となる。この支払約束は前実定法的存在として、国際商取引のうちに形成された非定型契約（contract sui generis）の一つである。

上記のような買主の抗弁権の放棄は、同人の先給付義務（先払い義務）²⁵⁾から導かれるものである。同人の支払義務が書類の提供と引き換えにのみなされるものであることは、商品の瑕疵その他による基本取引上の権利の行使は後の訴訟手続その他に留保した上での先払い義務を認めるものとなり、²⁶⁾これがまた外国向けドキュメンタリー取立における買主の抗弁権放棄という構成の基本的な原理を導く。ただし、当然のことながら、買主が先払いすることは、後に基本契約の履行を巡る訴訟において、受け取った商品に瑕疵があった旨の主張その他の基本取引上の権利行使をすることを妨げるものではない。²⁷⁾

- 1) Vgl. Palandt, BGB, 58 Aufl. § 640, Rn. 2.
- 2) 鈴木 外「動産売買法」有斐閣 117 頁以下, 五十嵐 清「瑕疵担保と比較法」比較民法学の諸問題 116 頁, 鈴木竹雄・判民昭和 3 年度 101 事件 507 頁。なお Röhrich/v. Westphalen, HGB Kommentar, 1998, § 377. Rn. 30 は非商人である買主にも商人間の検査義務の存在を認める。
- 3) Vgl. Reinicke/Tiedtke, Kaufrecht, 1997, Rn. 876 f.
- 4) v. Caemmerer / Schlechtriem, Kommentar zum Einheitlichen UN-Kaufrecht, 2. Aufl. § 38. Rn. 5 ; Brüggemann in Großkommentar HGB, 3. Aufl. § 377 Anm. 11, 平出慶道「商行為法」青林書院新社 234 頁。
- 5) v. Caemmerer/Slechtriem, aaO. Rn. 2.
- 6) Vgl. BGH, WM, 1963, 844, 845.
- 7) v. Caemmerer/Slechtriem, aaO. Rn. 7.
- 8) Brüggemann in Großkommentar HGB, aaO., Anm. 12.
- 9) C-W Canaris, Bankvertragsrecht, 3. Aufl. S. 564 ; Piltz, International Kaufrecht, 1993, § 4 Rn. 157 ; v. Caemmerer/Slechtriem, aaO ; Schlechtriem, Commentary on the UN Convention of the International Sale of Goods (translated by G. Thomas), 1998, p. 474 ; BGHZ, 41, 215.
- 10) v. Caemmerer/Slechtriem, aaO.
- 11) Kleiner, Bankgarantie, 3. Aufl. S. 123.
- 12) 拙稿「銀行保証状 (スタンドバイ・クレジット) における法的諸問題」判例時報 1396 号 5 頁以下。
- 13) v. Westphalen, Die Bankgarantie im internationalen Handelsverkehr, 2. Aufl. S. 79. mwN.
- 14) BGH, WM 1987, 503, 505. 他に BGHZ, 14, 61, 62 ; BGHZ, 23, 131, 136 ; BGH WM 1972, 1092, 1093 ; BGH, WM 1976, 331, 332 ; Lehr, Der Exportvertrag, 1998, S. 80 ; Liesecke, Die typischen Klauseln des Internationalen Handelsverkehrs in der neueren Praxis, WM-Sonderbeilage Nr. 3 / 1978, S. 8 f. ; Zahn, Zahlung und Zahlungssicherung im Außenhandel, 3. Aufl. 1964, S. 155 ; Nielsen, S. 11. なおフランス裁判所の同旨の解釈について, Liesecke, WM 1966, 174, 181 参照。
- 15) BGH, NJW 1985, 1270, 1271 ; Röhrich/v. Westphalen, HGB Kommentar, 1998, § 346, Rn. 94 f. ; Piltz, aaO.
- 16) C-W Canaris, S. 564 ; Zahn/Eberding/Ehrlich, Zahlung und Zahlungssicherung im Außenhandel, 6. Aufl. 1986, Rn 3 / 2 ; Schwintowski/

- Schäfer, Bankrecht, 1997, S. 750; Nielsen, Inkasso, S. 29 f.; BGHZ 14, 62.
- 17) Nielsen, Inkasso, S. 29; Schwintowski/Schäfer, aaO.; C-W Canaris, S. 564; Palandt, aaO, § 433, Rn. 32; Zahn/Eberding/Ehrlich, aaO; BGH; WM, 1964, 476; BGH, WM, 1984, 1572 (これは cash on delivery, cash on document 条項もまた国際商取引上, 相殺禁止の合意を含むと判示した上, 「cash = Kasse という概念の意味を考慮すれば」, 「個々の分野で異なった商慣習の存することはこれを留保するものの」, Kassa gegen Dokumente, Kassa gegen Faktura, Netto Kassa gegen Rechnung und Verlade-papiere のような Kassa 条項における Kassa の語の慣習的な使用と商取引の解釈からして, 「金銭給付義務がただ現金の支払もしくは振替又はこのような支払形式と同等の支払小切手の引渡によって履行されなければならない, 相殺によってなされるべきではないという結果になるのである」と述べている (aaO)).
- 18) Zahn/Eberding/Ehrlich, aaO.; Nielsen, Inkasso, S. 11; C-W Canaris, Rn. 1099. 本文ではドイツ法上の Einrede と Einwendung の両者を包含して抗弁と称しておいた。ただし通常前者は支払拒絶の原因となる事実の主張であり, 後者は権利の不発生又は消滅原因の主張を指すといわれている。
- 19) BGH WM 1964, 507, 509.
- 20) Vgl. BGH WM 1985, 1057, 1058.
- 21) [取立依頼人と仕向銀行との法律関係及び各銀行相互の法律関係]

まず取立依頼人と仕向銀行の間には取立のための事務処理契約 (委任契約) が成立する。取立に関与する銀行は仕向銀行と取立銀行とを問わず, 書類が支払われたり引き受けられることを依頼人に対して請け負うものではなく, 保証するものでもない。仕向銀行は取立に必要と考える他の第二銀行を随時挿入して取立銀行となし, その銀行もまた同様に他の銀行に対して取立依頼をするが, これらの当事者間にも一連の独立した同様の事務処理契約が成立する。すなわち取立銀行は仕向銀行と事務処理契約関係をもつが, 依頼人との間には法律関係がなく, 呈示銀行は取立銀行と事務処理契約関係をもつが, 依頼人や仕向銀行との間には法律関係がない。それゆえ依頼人は仕向銀行を除く取立銀行に対し取立事務の処理に関してどのような直接的な指示を与えることもできない (Nielsen, Inkasso, S. 21 f.; Zahn, S. 153; C-W Canaris, Rn. 1090 f.)。

このような第二銀行たる取立銀行 (呈示銀行を含む) の仕向銀行に対する関係については解釈上の争いがある。一つは, 取立銀行は仕向銀行の履行補

助者であって、仕向銀行は単に取立銀行の選択上の過失について責任を負うのみと説く（履行補助者説、Vgl. Schlegelberger/Hefermehl, HGB, 5. Aufl. § 346, Rn. 270）。これに対し他の見解は、ドキュメンタリー取立における取立銀行の決定的な義務は提出された書類に表面的な（on their face）検査以上のものを実施することなくこれを支払人に呈示し、かつ依頼人に引き渡すべき対価を支払人から受け取る義務であるが、同行はこれらの義務を自己の名と計算で履行するのであって、仕向銀行の代理人として行うものではない（例えば取立呈示に当たり呈示銀行は仕向銀行の代理権授与証明書が必要としない）。それゆえ、仕向銀行は自己の義務として第二銀行を取立銀行ないし呈示銀行として依頼した上で書類をこれに交付したときは、以後取立依頼の履行から離脱するという（復委任説、Nielsen, Inkasso, S. 28; C-W Canaris, aaO）。

実際に具体的ケースがこのいずれの解釈に親しむかの判定は容易でなく、両者が明確に二律背反の関係に立つともいえないが（同旨；v. Westpalen, Die Einheitlichen Richtlinien und Gebräuche für Dokumenten-Akkreditive (1974) und die Einheitlichen Richtlinien für Inkasso im Licht des AGB-Gesetzes, WM 1980, 178, 184），取立は最初に依頼された銀行が取立の全体をやり通すべきものであるとか、その際、自己固有の義務の履行のために他の銀行を利用すると解すべきものではなく、その銀行は単に取立のために適正な手段の選択を委ねられ義務付けられているだけと解し、取立銀行を自己に対する委任銀行の復受任者と解するのが今日の有力説である。

- 22) 同旨, Nielsen, aaO.
- 23) この点については拙稿「銀行保証状 Bankgarantie の法律関係」民商法雑誌第 79 卷 4 号 1 頁以下参照。
- 24) C-W Canaris, Rn. 1088.
- 25) BGH, WM 1984, 1572, 1573 は同旨。
- 26) Liesecke, S. 12. 同旨は BGH WM 1964, 507; BGH WM 1967, 12. 15.
- 27) Zahn, S. 152.; BGH WM 1958, 222, 224（当然のことながら、買主のみが原告適格者である。）

四 売主の取立権の限界としての権利濫用

1 客観的要件（重大な事由）

D/P, D/A 取引における売主の代金支払請求権は買主の先給付義務を基礎として、買主による基本取引上の抗弁権や相殺の抗弁権、目的物の先行検査権の対抗を排除する強力なものであるが、売主の支払請求に明らかな権利濫用が認められる場合にはその例外となり、買主は受領遅滞に陥るという危険を冒すことなく、書類の受領を拒絶することができる。

しかしこれ自体はいかなる権利も濫用は許されないという一般原理がここに具体化されたものであるにすぎない。

それでも外国向けドキュメンタリー取立における売主の権利がそのような強力なものであって、あたかも買主の抽象的債務約束がなされた場合にも対比すべきものであるため、売主の権利濫用の成立要件は、個別的事件の特別な状況によって売主が買主の先給付義務を援用することが信義誠実に反するものとなる重大な事由に限定されなければならない。ドイツ連邦通常裁判所も「このような権利濫用の主張を正当とするためには重大な理由がなければならないが、けだしそうでなければ書類の提供と引き換えに無条件で支払を受けることができることを——大抵は外国の——売主に保障するというこの条件の趣旨が容易に失われることとなり得るからである。商品に瑕疵ありという単なる疑いがあるだけでは不十分である。そうではなくて、書類の受領の時点で、商品が契約に適合せず、契約違反を理由とする瑕疵担保請求権が買主に存するとの確実性又は大なる蓋然性のあることが必要であり、その立証責任は買主に存する」と指摘している¹⁾。

この判決の事案はつぎのとおりである。

パキスタンで絨毯の製造業を営んでいる原告は、ドイツの絨毯業者である被告に対し Bokhara という種類の絨毯 235 枚を売却し、支払条件として cash against documents が約された。原告はジュッセルドルフ空港に

宛てて航空便で絨毯を送ったが、被告は原告提供の書類を検討したところ現物が契約と一致していないことが分かるので、実際に商品の現物を検査したのちでなければ代金の支払はできないと主張した。原告は書類を作り直して送達し、代金の支払を求めた。その間に空港に保管中の貨物の一部が現実には開被されるという事態が生じるに至ったため、被告がその現物のうち3束を専門家に依頼して検査した結果、節の数が節リストに掲げられた375,000に足りず、325,000しかないことが判明した。

原告はこの商品を他に転売した上、被告に対し損害金などの支払請求訴訟を提起した。被告は上記事実と、それまでの原告との過去の取引でも供給に瑕疵があったなどと主張して、請求棄却を求めたものである。

裁判所は、cash against documents についての国際的商慣習も「商品の状態を考慮することなく売買代金を支払うべしと主張することが（略）権利濫用となる場合」には例外となるが、権利濫用の主張を正当とするためには重大な理由が存しなければならない旨、前記のような前提を述べた上、原告の過去の給付にも瑕疵があったという事実は、それだけでは本件絨毯に瑕疵が存することを推定させるものではなく、²⁾ 本件絨毯の節数が節リストに比して少なかった点も、節リスト自体が30年も前の古いものであって、本件のように二重縫糸が使われている場合にはもはや無制限に品質判断の前提となるものではない、本件において15%までの不一致は絨毯の品質と価格を減少させるものではないので、原告の請求を権利濫用と解することはできないと判示した。

裁判所が一方で cash against documents という約定された条件に関するかぎりでは商品に瑕疵があるかどうかは問題にならないと言いながら、³⁾ 他方で商品の瑕疵の有無を論じたのは、瑕疵の程度如何によっては権利濫用の主張についての判断を必要としたからであろう。それはともあれ、外国向けドキュメンタリー取立の法的構造を考慮すると、売主の支払請求が権利濫用に当たる旨の支払人の主張は、先ず客観的には、売主に重大な契

約違反が存するとの事実によって支えられなければならないものとなる。

2 主観的要件（故意による良俗違反）

a 荷為替信用状及びスタンドバイ信用状（銀行保証状）との平行関係

外国向けドキュメンタリー取立における買主の責任は荷為替信用状における発行銀行の責任と法的構成を異にしつつ、なお支払人の抗弁権の放棄という点において類似性を有することは既述したところから明らかと考える。スタンドバイ信用状（スタンドバイ・クレジットともいう）もまた、外国向けドキュメンタリー取立や荷為替信用状と各々法的根拠は異なるが、支払人（発行者）の抗弁権の放棄という点においてこれらと同等の存在であると解することができる。⁵⁾

このことは権利濫用の法的構造が原則的にこれらの三者間において共通したものと解される根拠を提供するのである。⁶⁾

もっとも荷為替信用状とスタンドバイ信用状は（イ）発行依頼人と発行銀行間並びに（ロ）発行銀行と受益者間の二面的な法律関係であるのに対し、⁷⁾ 外国向けドキュメンタリー取立は取立依頼人と取立銀行との一面的な法律関係であるから、⁸⁾ 支払人による抗弁権の放棄の対象には広狭の差異が存する。すなわち、前二者の支払人による抗弁権の放棄の対象には発行依頼人と受益者間の基本契約である対価関係上の抗弁権の他に、発行依頼人と発行者間における、荷為替信用状ないしスタンドバイ信用状の発行委任契約である原因関係上の抗弁権が含まれるのに対し、後者（外国向けドキュメンタリー取立）のそれは取立依頼人に対する支払人の抗弁権のみが放棄の対象となる。それでもこのような事実は支払請求の権利濫用性の主観的要素の判断基準に影響を与えるものではない。

b 故意による良俗違反行為

さて、荷為替信用状ないしスタンドバイ信用状における権利濫用の主観的な判断基準に関しては諸説の対立するところであるが、⁹⁾ 卑見は荷為替信

用状ないしスタンドバイ信用状という抽象性の高い法的装置の利用には当然に各種のリスクを伴うものであるから、その利用者が必然的に予想すべき危険（Getz のいう危険の分配作業の結果）¹⁰⁾はこれを当事者が既に承認しているものと考えた上、具体化した危険がその範囲のものであるときはこれを支払後の清算手続きによる解決に委ねるべきであるのに対し、その範囲を超過した危険が具体化して、清算手続きに委ねるまでもなく緊急に支払を停止するのを正当とすべき特殊な事情が存する場合にのみ、当事者の予想すべき範囲を越えた侵害（取引上当事者が認容していない侵害）¹¹⁾が行われたものとして、これを権利濫用と構成するものである。

外国向けドキュメンタリー取立においても、その利用には各種のリスクを伴うことは当然である上、その主要なものはやはりカラ売り、書類の偽造その他、ドキュメントの不正使用にかかわるものであるから、上記荷為替信用状ないしスタンドバイ信用状における論議のメトードはすべてこれを外国向けドキュメンタリー取立についてもそのまま援用することが可能である。

そうすると、かかる特殊な事情とは、取立依頼人において支払請求権が発生していないことを知っているか否かに必然的にかかわることではないが、一方では取立依頼人の加害の故意をもってする刑事法的な詐欺に限定すべきもの¹²⁾でもなく、また他方では詐欺が必ずこれに該当すると解すべきもの¹³⁾でもない。

結局それは刑事法的な詐欺と重複的に解すべきものでもなく、重大な過失ある錯誤によるものは含まず、その間において、これを「故意による良俗違反」行為と解するのを相当と解するものである。^{14, 15)}

1) BGH WM 1987, 503, 505. なお Vgl. BGH WM 1964, 507, 509.

2) 先行的になされた一部給付に瑕疵が存したことを理由として, Kasse gegen Dokumente 条件での買主が売主の売買代金請求を権利濫用と主張することの可否を、「こけもも」という傷みやすい果物について論じたものに

BGH WM 1963, 844 がある（否定）。

- 3) BGH WM 1987, 503, 505.
- 4) 荷為替信用状発行銀行の受益者に対する法的責任の根拠はこれを抽象的債務約束 (§ 780 BGB) に求めるのが現在におけるドイツでの通説というべきである (Vgl. Eschmann, Der einstweilige Rechtsschutz des Akkreditiv-Auftraggebers in Deutschland, England und der Schweiz, 1994, S. 46 f.). これに相当する規定は我が民法に存在しないが、我が国でも受益者に対する荷為替信用状発行銀行の責任の根拠はこれと同旨の任意契約（ここでは一種の無名契約）に求めるべきである。かねて荷為替信用状をドイツ法の指図の法律関係と解する少数説があつて、我が国ではこれが有力説となつたが（伊沢孝平「商業信用状論」昭和 21 年），この見解は現在においても依然として少数説である（C-W Canaris, Rn. 920 f.; Eschmann, S. 41 f. 参照）。
- 5) 拙稿「銀行保証状（スタンバイ・クレジット）における法的諸問題（上）（中）（下）」判例時報第 1396 号 3 頁以下，第 1398 号 3 頁以下，第 1399 号 10 頁以下参照。
- 6) 信用状の発行銀行の責任が現在においてはほぼ定型的であるのに比して，外国向けドキュメンタリー取立における買主の責任は，信用状発行銀行のそれに比して個々の売買契約ごとにいっそう個別的であり得ることを考慮すべきである。
- 7) 例えば荷為替信用状については Eisemann/Schütze, Das Dokumentenakkreditiv im Internationalen Handelsverkehr, 3. Aufl., S. 65 f., スタンバイ信用状については拙稿「銀行保証状（スタンバイ・クレジット）における法的諸問題（上）」判例時報第 1396 号 3 頁以下参照。
- 8) 支払人はドキュメンタリー取立の法的意味における当事者ではない。なぜなら支払人と仕向銀行ないし取立銀行との間にはどのような法律関係も存在しないし，基礎付けられていないからである。取立統一規則も正確に同人を「取立依頼書にしたがって呈示を受けることになっている者」と定義している（1995 年改訂取立統一規則「総則」B 3）。
- 9) 荷為替信用状とスタンバイ信用状の権利濫用に関する諸説について，詳細は拙稿「銀行保証状（スタンバイ・クレジット）における法的諸問題（中）」判例時報第 1398 号 3 頁以下参照。
- 10) Getz, Enjoining the International Standby Letter of Credit, Harvard International L. J., V. 21, p. 209 et seq.
- 11) 拙稿「銀行保証状（スタンバイ・クレジット）における法的諸問題

(中)」判例時報第 1398 号 7 頁。

- 12) ドイツ法では刑事法的な詐欺を当然に権利濫用の事由に含める。例えば OLG Frankfurt a. M., WM 1974, 956.; OLG Saarbrücken, WM 1981, 275 f. の事例を参照。学説としては Nielsen, Grundlagen, S. 156; Kleiner, S. 207 f. 参照。
- 13) Harfield, Enjoining Letter of Credit Transaction, 95 Banking L. J., 596 は信用状について、詐欺のなかでも「とてつもない詐欺」による請求が権利濫用になると説く。
- 14) 詳細は拙稿「銀行保証状（スタンドバイ・クレジット）における法的諸問題（中）」判例時報第 1398 号 7 頁以下に委ねる。
- 15) なお権利濫用の判断基準としてドイツで行われている *liquide Beweise* 論（一種の証拠制限説）を採れない所以についても 14) 掲記の拙稿参照。

五 お わ り に

外国向けドキュメンタリー取立は、これを単なる逆為替の手段を用いた代金取立のプロセスとみるならば、国際決済システムのなかに占める位置に格別なものはないと評することも可能であろう。

そこには同じ国際決済システムでありながら、荷為替信用状やスタンドバイ信用状などに見られる第三者による支払担保約束もなければ、信用状における書類厳正の原則を中核とした厳格きわまる決済手続きも予定されていない。取立依頼人と仕向銀行以外に第二銀行が介入するとはいっても、それらが取立依頼人からみてせいぜい仕向銀行の履行補助者でしかないのなら、関係銀行の法的地位ごとに詳細な理論構成を試みる必要もさほど存在しないことになる。

しかしながらそのような状況は、国際的商慣習が売買契約中の“cash against documents”条項や D/P, D/A 条項に込めて理解してきた一つの意味を知ることによって一変する。それは、これらの文言が買主による抗弁放棄の趣旨を表すというものであるが、そうだとすると単なる代金取

立の逆為替プロセスであったものが、これによってあたかも買主による抽象的で独立した支払約束がなされたかのような、重要なプロセスに変身を遂げるのである。このような取立の法的性質こそは慎重な検討の対象とされなければならない。買主の支払約束がかくして抽象性を帯びることに留意するならば、この外国向けドキュメンタリー取立が荷為替信用状やスタンバイ信用状などという、典型的に抽象的で独立した債務を保障するシステムとの間に法的な類似性をもつことが認識可能となる。そしてまた、かかる類似性を明確に認識した上でこそ、相互の法的分析を交流させることが必要、不可欠となるのである。結局、外国向けドキュメンタリー取立はそれ自体一つの支払保障システムとしての、独自の目的と体系を具備したものであることを理解すべきである。

本稿は将来における外国向けドキュメンタリー取立の包括的検討のために予備的考察を準備する意図のもとに、表題に掲げた支払請求権の法的保障の枠には厳格にこだわらず、各種の問題点にも若干の言及を試みたものである。

(1999年8月29日脱稿)

〔付 記〕

この小論を本学で後従する僥倖に恵まれた山中永之佑博士の記念に捧げることを光榮とする。